（広告における必要表示事項）
第18条　事業者は、一般消費者に直接販売するため、新聞、雑誌、チラシその他施行規則で定める広告において、中古ピアノ又は荷ずれ品その他のピアノに関する商品広告を行うときは、次に掲げる事項を邦文で明瞭に表示しなければならない。
⑴　（略）
⑵　商標及び機種名
⑶・⑷　（略）
⑸　割賦販売（ローン提携販売を含む。）に関する価格の表示をする場合にあっては、その支払方法、利息・手数料の率（実質年率）及び額並びに支払総額
（不当表示の禁止）
第19条　事業者は、中古ピアノ又は荷ずれ品その他のピアノについて、次の各号に掲げる表示をしてはならない。
⑴　（略）
⑵　新品ピアノであるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示
⑶　修理、補修、整備、保証等について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
⑷　（略）
（新品ピアノの表示の規定の準用）
第20条　中古ピアノの表示については、第５条、第７条及び第12条から第15条までの規定を、荷ずれ品その他のピアノの表示については、第５条、第７条及び第11条から第15条までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「新品ピアノ」とあるのは、それぞれ「中古ピアノ」又は「荷ずれ品その他のピアノ」と読み替えるものとする。
（公正取引協議会の設置）
第21条　（略）

（広告における必要表示事項）
第18条　事業者は、一般消費者に直接販売するため、新聞、雑誌、チラシその他施行規則で定める広告において、中古ピアノ又は荷ずれ品その他のピアノに関する商品広告を行うときは、次に掲げる事項を邦文で明りょうに表示しなければならない。
⑴　（略）
⑵　商標、機種名
⑶・⑷　（略）
⑸　割賦販売（ローン提携販売を含む。）に関する価格の表示をする場合にあっては、その支払方法、利息、手数料の率（実質年率）及び額並びに支払総額
（不当表示の禁止）
第19条　事業者は、中古ピアノ又は荷ずれ品その他のピアノについて、次の各号に掲げる表示をしてはならない。
⑴　（略）
⑵　中古ピアノ又は荷ずれ品その他のピアノであるにもかかわらず、新品ピアノであるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示
⑶　中古ピアノ又は荷ずれ品その他のピアノの修理、補修、整備等について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
⑷　（略）
（新品ピアノの表示の規定の準用）
第20条　中古ピアノの表示については、規約第５条、第７条及び第12条から第15条までの規定を、荷ずれ品その他のピアノの表示については、規約第５条、第７条及び第11条から第15条までの規定をそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「新品ピアノ」とあるのは、それぞれ「中古ピアノ」又は「荷ずれ品その他のピアノ」と読み替えるものとする。
（公正取引協議会の設置）
第21条　（略）
２　公正取引協議会は、この規約に参加する事業者をもって構成する。

（公正取引協議会の事業）
第22条　公正取引協議会は、次の事業を行う。
⑴～⑸　（略）
⑹　一般消費者からの苦情の処理に関すること。
⑺～⑽　（略）
（違反に対する調査）
第23条　公正取引協議会は、第４条から第20条までの規定並びに第26条の規定に基づく施行規則に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他事実について必要な調査を行うことができる。
２・３　（略）
（違反に対する措置）
第24条　公正取引協議会は、第４条から第20条までの規定並びに第26条の規定に基づく施行規則に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。
２・３　（略）
（規則等の制定）
第26条　（略）
２　前項の施行規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。
３　公正取引協議会は、規約及び第１項の規定により定めた施行規則の運用について必要があるときは、細則又は運用要領を定めることができる。
４　前項の細則又は運営要領を定め、変更し、又は廃止したときは、公正取引委員会及び消費者庁長官に届け出るものとする。

（公正取引協議会の事業）
第22条　公正取引協議会は、次の事業を行う。
⑴～⑸　（略）
⑹　一般消費者から苦情の処理に関すること。
⑺～⑽　（略）
（違反に対する調査）
第23条　公正取引協議会は、第４条から第20条までの規定並びに第26条に基づく施行規則に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他事実について必要な調査を行うことができる。
２・３　（略）
（違反に対する措置）
第24条　公正取引協議会は、第４条から第20条までの規定並びに第26条に基づく施行規則に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。
２・３　（略）
（規則等の制定）
第26条　（略）
２　前項の施行規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。
３　公正取引協議会は、規約及び第１項により定めた施行規則の運用について必要があるときは、細則又は運用要領を定めることができる。
４　前項の細則又は運営要領を定め、変更し、又は廃止したときは、消費者庁長官及び公正取引委員会に届け出るものとする。

附　則
この規約の変更は、平成三十年六月一日から施行する。